

公示送達書

階上町告示第 60 号

令和 8 年 6 月 16 日

階上町長 荒谷 憲輝



地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。
なお、送達すべき書類は当町役場税務課に保管してありますから、来庁の上受領してください。

送達する書類名

令和 8 年度 軽自動車税 督促状

送達を受けるべき者	氏名	期別
	木村 龍之介	第1期

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。